

環境経済常任委員会記録

令和3年 第1回定例会	
1 日 時	令和3年3月16日(火) 午後1時07分 開会 午前3時34分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	小 島 実 委員長 鈴 木 毅 副委員長 藤 田 義 昭 委員 宇賀神 敏 委員 大 貫 毅 委員 関 口 正 一 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委員外出席者	増淵靖弘議長 鈴木敏雄副議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	山 崎 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

環境経済常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
経済部	経済部長	坂 入 弘 泰	8名
	産業振興課長	福 田 浩 士	
	産業誘致推進室長	鈴 木 淑 弘	
	観光交流課長	竹 澤 英 明	
	水源地域整備室長	小 磯 栄 一	
	農政課長	橋 本 寿 夫	
	林政課長	岸 野 孝 行	
	農業災害復興担当	藤 田 敏 明	
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	駒 場 久 和	1名
環境部	環境部長	黒 川 勝 弘	6名
	環境課長	高 村 秀 樹	
	廃棄物対策課長	麦 倉 久 典	
	下水道課長	松 本 護	
	下水道施設課長	湯 沢 浩	
	環境課環境政策係長	小 太 刀 輝 幸	
合 計			15名

環境経済常任委員会 審査事項

- 1 議案第 2 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計予算について
- 2 議案第 4 号 令和 3 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について
- 3 議案第 10 号 令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計予算について
- 4 議案第 11 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）について
- 5 議案第 17 号 令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 6 議案第 28 号 鹿沼市環境基本条例の一部改正について
- 7 議案第 31 号 鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例の一部改正について
- 8 議案第 35 号 鹿沼市気候非常事態宣言について
- 9 議案第 38 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）について

令和3年第1回定例会 環境経済常任委員会概要

○小島委員長 常任委員会をただいまから開催いたします。

開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明・答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

今回も、議場内の3密状態を回避するため、執行部の出席者を従来の出席者の2分の1以下としています。

このため、審査は部局ごと、議案順で行い、審査終了後、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

それではただいまから、環境経済常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案9件であります。

それでは、早速、経済部・農業委員会事務局関係の審査を行います。

はじめに、議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、経済部・農業委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明、お願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 皆さん、こんにちは。

それでは、議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算のうち、経済部及び農業委員会事務局所管の主なものについてご説明をいたします。

なお、議員全員協議会でご説明いたしました内容と重複する部分もありますことをご了承ください。

それでは、早速でありますけれども、予算に関する説明書一般会計の5ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

中段の2款 地方譲与税 3項1目 森林環境譲与税 7,462万円につきましては、森林整備や担い手の確保、木材の利用促進などを目的に、国が配分する譲与税を計上いたしました。

次に、11ページをお開きください。

中段になります、14款使用料及び手数料 1項 5目 農林水産業使用料の説明欄になります、農業振興使用料のうち、農業近代化施設使用料 3,572万1,000円につきましては、鹿沼市農業公社敷地に設置しております、大規模乾燥貯蔵施設等の農業近代化施設の使用料であります。

次の段、6目になります、商工使用料の説明欄、観光使用料のうち、前日光つつじ

の湯交流館使用料 4,068万7,000円につきましては、温泉入浴料などであります。

次に、19ページをお開きください。

中段になります、16款 県支出金 2項1目 総務費県補助金の説明欄になりますが、地域振興費県補助金のうち、水源地域整備事業費県補助金 2億2,823万5,000円につきましては、南摩ダム整備事業に伴います水源地域整備事業に対する県補助金であります。

次の水源地域振興事業費県補助金 446万5,000円につきましては、水源地域振興拠点施設PRイベント委託などに対する県補助金であります。

次に、21ページをお開きください。

2段目になります、4目 農林水産業費の県補助金の説明欄になりますが、農業振興費県補助金のうち、新規就農促進総合支援事業費県補助金 3,482万6,000円につきましては、新規就農者に対する支援として、農業次世代人材投資事業に対する県補助金であります。

6行下になります、農地費県補助金のうち、農地関係振興事業費県補助金 5,097万2,000円につきましては、市内28組織で実施する多面的機能支払交付金事業に対する県補助金であります。

また、農業農村整備事業費県補助金 980万1,000円につきましては、亀和田地区と西沢地区の農道整備工事の県補助金であります。

そして、次の段になりますが、説明欄、林業振興費県補助金のうち、野生鳥獣対策事業費県補助金 2,831万円につきましては、有害鳥獣捕獲に対する国・県の報償金などあります。

続いて、25ページをお開きください。

17款になります、財産収入 2項2目 生産物売払収入の説明欄、農業振興費生産物売払収入 1,365万6,000円につきましては、堆肥化センターで製造される堆肥の売払い収入であります。

さらに、29ページをお開きください。

中段の21款 諸収入 3項4目 商工費貸付金元利収入 17億6,400万円につきましては、中小企業の運転資金や設備資金を融資し、経営安定や体質強化を図るための制度融資預託金の元金収入であります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

若干ページが飛びますが、61ページをお開きください。

2款 総務費 1項 11目 地域振興費のうち、説明欄一番下のところになりますけれども、水源地域振興拠点施設整備事業費、これは64ページのほうにわたっていきますけれども、2億2,215万9,000円につきましては、南摩ダム建設周辺地域に整備する水源地域振興拠点施設の土地購入費が主なものであります。

次に、2つ下の水源地域振興事業費 1,036万8,000円につきましては、南摩ダム整備

事業に係る水特事業のうち、市道 8220 号線水道管新設工事に伴う負担金が主なものであります。

さらにページが飛びます。133 ページをお開きください。

5 款 労働費になります、2 段目の 1 項 2 目 労働力確保対策費のうち、説明欄になりますが、雇用対策費 405 万 8,000 円につきましては、雇用確保や人手不足解消に向け、新規就労支援や中小企業における従業員の福祉の増進及び雇用の安定を図るための補助など、雇用促進対策が主なものであります。

次に、135 ページ、次のページになりますが、135 ページをお開きください。

6 款農林水産業費 1 項 1 目 農業委員会費の説明欄、一番下の段になりますけれども、農地調整費につきましては、農業委員会が行う農地利用状況調査や農地基本台帳の管理等に要する経費であります。

137 ページをお開きください。

6 款農林水産業費になりますが、下の段になります、1 項 3 目 農業振興費の説明欄、さらに次の 140 ページにまたがりますが、1 つ目の○になります、中段に近いところなのですが、新規就農促進総合支援事業費 4,686 万 6,000 円につきましては、新規就農者に対する、農業次世代人材投資事業の交付金が主なものであります。

次に、142 ページをご覧ください。

説明欄中段になりますが、花木センター管理運営費 8,412 万 4,000 円につきましては、鹿沼市花木センター公社への指定管理委託料が主なものであります。

143 ページをお開きください。

一番下の段になります、6 目 農地費の説明欄、農地関係振興事業費 7,572 万 3,000 円につきましては、市内の 28 組織が、地域内の農地や畦畔、土地改良施設などの共同維持管理を行う、多面的機能支払交付金事業に対する交付金が主なものであります。

続いて、146 ページをお開きください。

中段の○印になります、県営土地改良事業費 3,538 万円につきましては、笹原田地区及び引田地区における、県営圃場整備事業に係る負担金が主なものであります。

一つ飛ばしまして、農業農村整備事業費 3,145 万 5,000 円につきましては、亀和田地区と西沢地区の農道整備の工事請負費が主なものであります。

148 ページをお開きください。

説明欄一番下になります、野生鳥獣対策事業費 3,970 万 3,000 円につきましては、有害鳥獣捕獲報償金や農地への柵の設置補助が主なものであります。

149 ページをお開きください。

右側の説明欄になりますが、1 つ目の○印になりますが、森林経営管理事業費 6,131 万 4,000 円につきましては、森林経営管理制度に基づく調査や施業の委託、林業担い手育成のための補助や、鹿沼産材利用者に対する報償、森林認証の取得に対する補助が主なものであります。

次の○印になりますけれども、森林環境整備促進基金積立金 1,333万1,000円につきましては、森林環境譲与税の一部を、基金に積み立てるものであります。

そして次の段になります。2目林道事業費の説明欄の2番目になります。林道施設整備事業費 1億4,827万円につきましては、林道の整備及び改良工事、県の林道改良工事に対する市の負担金が主なものであります。

151ページをお開きください。

右側の説明欄になります。林道維持管理費1,540万1,000円につきましては、林道橋梁の補修設計が主なものであります。

次に中段の7款 商工費 1項1目 産業振興費の説明欄2番目になります。産業振興アピール事業費 597万2,000円につきましては、新商品開発などを支援する鹿沼農林商工連携・6次産業化支援事業補助金、鹿沼そば認証店への購入価格安定化の「鹿沼そば流通振興補助金」や「鹿沼そば振興会」への運営補助金が主なものであります。

153ページをお開きください。

次に、2目になります。商工業振興費の説明欄、上から2つ目になりますけれども、○印2つ目になります。「企業誘致推進費」 1億2,689万6,000円につきましては、市内工場適地等に新規に立地した企業やシェアオフィス等を開設する事業者への補助金等が主なものであります。

それから、説明欄の2段下になります。商業振興推進事業費 2,126万6,000円につきましては、商店会などの活性化イベントや販売促進のための共同事業、空き店舗活用新規出店支援、個店整備事業のほか例年のプレミアム付き商品券発行事業などへの補助金等が主なものであります。

さらにその下の段、一番下になりますけれども、工業振興推進事業費 951万1,000円につきましては、次の156ページのほうの説明欄になりますけれども、中小企業の販路拡張や特許等の出願、展示会展展などに対する補助のほか、新たに創設いたしました「デジタルビジネス推進事業」補助金等が主なものであります。

同じく説明欄の2つ下になりますけれども、「新産業団地整備事業費」につきましては、新たな産業団地整備に伴う用地交渉等に係る費用を計上しております。

その下の段になります。3目 金融対策費の説明欄になります。中小企業経営対策事業費 19億424万3,000円につきましては、中小企業の経営安定や体質強化を図るための制度融資の預託金及び保証料補助などであり、前年度と比較し、1億6,243万9,000円増となります。

その理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による制度融資の実行件数が増加いたしまして、3年度分の残債分預託金が増加することなどが、主な理由であります。

さらに一番下の段になりますけれども、4目 観光宣伝費、説明欄上段の観光物産ピーアール事業費 3,108万7,000円につきましては、観光パンフレットの制作やホームペ

ージの管理などのピーアールに要する費用と、鹿沼市観光協会への補助金が主なものであります。

157 ページをお開きください。

説明欄中段になりますが、観光イベント事業費 4,754 万 1,000 円につきましては、「鹿沼秋まつり」や「さつき祭り」、「ふる里あわの秋まつり」などの開催支援補助金が主なものであります。

一番下の段になりますが、5 目 観光開発費につきましては、複数の観光施設の管理運営費や指定管理料が主なものであり、説明欄 2 番目の観光施設管理費 2,124 万 5,000 円につきましては、「屋台のまち中央公園」や「城山公園」等の管理運営費であります。

次に、162 ページをお開きください。

説明欄 2 番目になりますが、観光交流拠点施設管理費 2,349 万 2,000 円につきましては、「まちの駅新・鹿沼宿」の管理運営費であります。

次にページ少し飛びますが、227 ページをお開きください。

11 款、中段になりますが、11 款 災害復旧費 1 項 2 目 林業施設災害復旧費の説明欄、林業施設災害復旧事業費 9,000 万円につきましては、林道などを復旧させるための修繕費及び工事費を計上したものであります。

以上で、経済部及び農業委員会事務局所管の令和 3 年度一般会計予算の主な説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。藤田委員。

○藤田委員 花木センターの道の駅化についての予算についてなんですけれども、経済部としての所管の中に、道の駅化に関する予算というのはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。よろしくをお願いいたします。

ただいまの藤田委員のご質問にお答えしたいと思いますが、道の駅化につきましては、新年度から経済部所管からはずれてまして、まちづくり戦略課のほうで、その道の駅化部分につきましては、手続を進めていくというふうなことになりましたので、今回の令和 3 年度の予算の中には、その部分は予算化はされていないということになります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。藤田委員。

○藤田委員 はい、わかりました。

では、まちづくり戦略課のほうと連携して、進めてくるのかと思うのですが、基本的には予算はもう、全てあちらが執行していくような形ということでございますね、わかりました。はい。ありがとうございます。

○小島委員長 ほかに質疑はありませんか。大貫委員。

○大貫委員 そうですね、これ、農林水産費。

（「マイク入ってない、マイク」と言う者あり）

○大貫委員 農林水産費なのですけれども、これが、農林水産費は、全体で1億2,000万円ほど増えているのですけれども、前年対比。結構、伸び率的には、商工費も伸びたのですけれども、商工費は何か、さっき、多分新型コロナの関係での委託費ということで、わかったのですけれども、この農林水産費が結構伸びた要因というのは、もし、教えてください。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

少々お待ちください。

○大貫委員 主な理由で。こういうものに重点的に取り組んだとか、何か、そういう考え方の部分があれば、お聞きしたいと思います。

○橋本農政課長 ただいまの大貫委員の質問にお答えしたいと思うのですが、大きな要因としましては、どちらかといいますと、例えばその県営の圃場整備事業とか、そういった事業関係です、そういったものの負担金とかが変動してくるところで、基本的に市単独部分での予算措置というのは、大体例年とそれほど変わらない状況になっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員 はい、わかりました。

そうすると、やっぱり笹原田と引田の土地改良区とかの事業費が大きいという、影響が大きいということなのですかね。

○小島委員長 ちょっと補足説明ある人。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

今の橋本課長の説明に補足をさせていただきますけれども、農林水産業費のうち、林業費で林道の工事なのですが、実は水特事業で行っております林道のうち、室瀬線につきまして、工事というのが来年度予定しております。

今までは、工事費、この水特事業に関してゼロだったのですが、8,700万円ほど、予算を計上させていただいておりますので、農林水産業費のうち、林業につきましては、これが大きな増の原因となっております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明終わりました。大貫委員。

○大貫委員 わかりました。

では、その水特事業の関係のその林道整備というのは、それはどの辺の話なのかと、その整備をすることによって、どういう効果とかが期待されているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

水特事業は、県では南摩ダム関連の事業なのですが、経済部で所管しておりますうち、林道の事業につきましては、林道4路線、新たにつくるのではなくて、改良を行っていくということになっております。

これまでは館ノ越線等2路線を完了しまして、残りが2路線という形になります。

室瀬線につきましては、昨年度から説明会を開催させていただきまして、地権者の同意をとった後に、いわゆる工事に入っていくというような形になります。

室瀬線は、生活道路も兼ねておりますので、人家も5軒ほどございます。

林道といいましても、人家の張りついた林道でございますので、2級ということで、3メートルから4メートルの幅員の林道を整備するわけなのですが、生活面でも非常に便利になるかと思っております。

残りは、栗沢線というのが、一番最後に残ってまいりますけれども、こちら水特事業の中で、ダム事業の検証がございましたので、平成20年に一旦説明会を行った後、地元説明を行っていなかったのですが、この時期に基本設計を行っておりますので、そちらをもとに、ちょっとコロナ禍ということで、会議が開けなかったのですが、地元のほうにそれまでの経過の文書をお送りしまして、次年度から設計に向けた協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。よろしいですか。

○大貫委員 はい。ありがとうございます。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。藤田委員。

○藤田委員 156ページ、デジタルビジネス推進事業、新しい新規事業ということなのですが、これについて、概要を詳しくお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課長の福田です。

藤田委員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、鹿沼市デジタルビジネス推進事業費補助金ということで、新たに今年度創設させていただいたものであります。

概要をご説明いたしますと、目的としましては、市内事業者のデジタル化を加速するというところで、ビジネス機会の創出・拡大や生産性向上につなげ、売り上げ増加とか、業務効率化といった、そういった経営力の向上、あるいは強化を図ることを目的とするものであります。

組織の中で、市内には、デジタル推進室というものができますが、あちらは市内ということに対しまして、経済部が所管していきますものは、市内の事業者様あてに、デジタル化をぜひ促進していただきたいというような意味合いでの事業になります。

それで、まず、対象事業でありますけれども、大きく2つに分かれております。

1つは、業務効率化事業といたしまして、自社のポータルサイト、あるいはグループウェア等のシステム構築事業などに使用していただくもの。

あるいは、デジタル技術を活用し、熟練工固有の技術や知見などを標準化していくような事業ですね、そういったものを含んでおります。

大きく2つ目は、販路拡大事業といたしまして、営業支援ツールなどを導入し、売り上げ拡大に取り組む事業、例えば、オンライン展示会への出展でありますとか、販路拡大に取り組む事業などがそういうものであります。

また、バーチャル工場見学ということで、ホームページとか、インターネットを介して、企業のPRに取り組むというような事業になるかと思えます。

それで、補助額、事業費に関しましては、補助率が3分の2ということで、1事業者当たり50万円を上限というふうに、今のところ予定しております。

説明は以上です。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。藤田委員。

○藤田委員 ありがとうございます。

特に販路拡大事業のところ、課題として、私も市内の事業者から伺っているところがございますので、3分の2、50万円というところで、これは十分なのかどうかというところは、うまくやりながら、計上になったと思うので、うまく活用されることを願っております。ありがとうございます。

○小島委員長 よろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。大貫委員。

○大貫委員 すみません。228ページの災害復旧費の関係なのですが、この災害復旧費は、これはいつの災害の復旧なのかなというのと。

あと、その財源的には、要は市債と一般財源で賄うということになっていて、この間の台風災害なんかだと、結構ほら、激甚災害になったりして、国の補助金とか入ってきていたと思うのですが、これはどういうところの災害復旧なのか、ちょっとその辺をお聞かせいただければと思います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

大貫委員の質問にお答えしたいと思います。

こちらですね、令和元年の東日本台風災害に伴う林道施設の修繕、それと工事になってまいります。

議員のおっしゃるとおり、激甚災害ということで、国庫補助等の適用も、こちらの令和元年の台風については受けることというのは、一部できたのですが、こちらの工事につきましては、そちらの査定の対象にならない、適用にならないものを計上させていただいたところでございます。

大変残念なことに、林道に関しては、道路、それと農地、こういったものよりも、非

常にその業者さんの対応といたしますか、なかなか入札いただけないという状況が続いております。

やはり山間地ということで、現場は非常に厳しいことから、やはりなかなか入札しても、対応していただけないということが出てきております。

それで、修繕費が、こちらの9,000万円なのですが、2,000万円につきましては、主に森林組合の管理林道に対する修繕の対応、こちらに対する支援という形になってくるかと思っております。

残り7,000万円につきましては、これは組合管理や、市管理のところなのですが、寄栗線、横平線、真上男丸柏木（まがみおとこまるかしわざい）線と、3路線について、改めて工事請負費を計上させていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。よろしいですか。大貫委員。

○大貫委員 了解しました。

もう1ついい。

○小島委員長 はい、どうぞ、大貫委員。

○大貫委員 すみません、150ページなのですが、野生鳥獣対策の関係なのですが、柵の設置なのですが、市の単独補助の柵の設置ですと、5アール以上という面積要件がついているのですよね。

例えば、山間地に行くと、5アールを確保するのが、結構、大変なのです。

現実には、なかなかそこまでいかないのですよね。

そうすると、対象に漏れてしまうのです。

確かに、それが、その販売している作物かという、そうではなくて、大体自家用が多いのですが、ただ、それで、やっぱりその、山間地で、やっぱりその作物をつくることをあきらめてしまっていくことが増えてきていて、それが逆にその野生鳥獣、荒れることによって、野生鳥獣が出没しやすくなって、だんだんだんだん市街地のほうに押し寄せてくるというような傾向もあるという話も聞いているので、やっぱりその山間地のところで食い止める方策として、その5アールという要件をはずしたり、販売農家ではなくても、一定程度の補助をして、そこでその野生鳥獣の被害を食い止めるというような方策が必要なのではないのかなというふうに思うのですけれども、この要件というのは、今年度も同様の、来年度ですね、来年度も同様な扱いという形で進めるのでしょうか。その辺お聞きできればと思います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

面積要件についてということでございますけれども、こちらの面積要件、議員がおっしゃるとおり、5アールという要件で、平成2年度は行ってまいりました。

これは、家庭菜園と農地を分けるという意味で、ある程度の面積要件を設けたもので

ございます。

やはり地元の方から、そういった面積要件を緩和していただきたいというご要望がございまして、県内の自治体を調べたのですが、面積要件をもっているのは、鹿沼市と足利市だけだったのですね。

それもございまして、協議をしまして、平成3年度からは、この5アールという面積要件ははずした形で、助成を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。大貫委員。

○大貫委員 わかりました。

それは、何かの形できちんとPRはされるということによろしいですか。

○小島委員長 説明をお願いいたします。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

野生鳥獣関係の補助につきましては、ホームページで申請の様式、それと仕様等につきまして、PRしております。

実際、地元のほうから、西大芦の方から、やはりそういったことはありましたので、そちらについては、直接お伝えした上で、ホームページのほうですね、更新していく形で周知を図らせていただければと思います。

また、それ以外の野生鳥獣の対策の機械というか、狩猟者だけではございませんので、実際その農地を持ってらっしゃる方とか、防護柵を立てたいという方については、全体の防護柵ということであると、地域でやる場合には国の補助も受けられる制度がございまして、こちらは別の協議会のほうでやっているのですけれども、そういった機会にあわせて、個人とか、やる場合、特に電気柵が多いのですけれども、PRに努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 大貫委員、今、令和を平成と間違えたので。

(「違う、今回答弁のほう」と言う者あり)

○小島委員長 答弁が。委員じゃなく。執行部の、平成と言ったので、令和に訂正を、はい。失礼いたしました。

○大貫委員 わかりました。ぜひホームページ上でということでしたけれども、どうしても中山間地の人、高齢者が多いので、そこはぜひ紙媒体で、広報でお知らせしていただくとか、何か、あとは、コミセンだよりに掲載していただくとか、何か工夫があると思いますので、ぜひその辺もよろしく願いいたします。

○小島委員長 説明はよろしいのですか。はい。

ほかに質疑はございませんか。藤田委員。

○藤田委員 新産業団地の整備事業費、156ページなのですけれども、今年、新年度は、普通より、36万9,000円のみ予算措置となっておりますが、令和3年度中の事業の内容

について、お聞かせください。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。鈴木産業誘致推進室長。

○鈴木産業誘致推進室長 ただいまの藤田委員の質問にお答えいたします。

新産業団地につきましては、昨年 12 月に県企業局での事業決定が行われております。

そのため、来年度の用地買収費等の予算につきましては、県企業局側で予算化されております。

ただし、権利者との交渉など地元調整につきましては、市が主体となって行うため、そのための旅費を今回計上させていただいております。

県とともにやる共同事業ではございますが、やる内容といたしましては、用地取得が主になりますが、用地取得が終わり次第、工事等に着手してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。藤田委員。

○藤田委員 改めて、もう 1 つ質問したいのが、この旅費がその用地交渉のためということなのですが、普通、例えば、もう整備がされるのを見込んで、企業への誘致ですね、のほうの活動というのはどうなっていますか。説明してください。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。鈴木産業誘致推進室長。

○鈴木産業誘致推進室長 ただいまの藤田委員の質問にお答えいたします。

市といたしましては、平成 30 年度に市内立地企業に対しまして、立地希望調査等を行い、その需要を把握しているところでございます。

また、来年度からにつきましては、県企業局側において、パンフレット、リーフレットをつくりまして、積極的な誘致活動に努めていくような形になるかと思っております。それは市とあわせて行っていくことになるかと思っております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。よろしいですか。

○藤田委員 はい。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 2 号中経済部・農業委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号中経済部・農業委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次の議案に入る前に 50 分経過しましたので、ここで 10 分休憩いたします。

換気をお願いします。

(「あと 10 分時間がある」と言う者あり)

○小島委員長 まだ早かった。そうか、すみません、まだ早いですね。

では、次に、議案第 4 号 令和 3 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について、議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課長の橋本です。

議案第 4 号 令和 3 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算についてご説明いたします。

予算に関する説明書、公設地方卸売市場事業費特別会計の 3 ページをお開きください。まず、歳入につきまして、ご説明をいたします。

1 款 1 項 1 目 総務使用料 106 万 7,000 円につきましては、4 ページの説明欄にありますように、付属営業人売場使用料や小売商組合の事務所使用料、会議室及び駐車場の使用料であります。

次に、2 款 1 項 1 目 一般会計繰入金 812 万 8,000 円につきましては、特別会計の歳入不足を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、一番下の段になります、4 款 2 項 1 目 雑入 370 万 4,000 円につきましては、市場関連業者等が市場で使用する光熱水費などの負担を、収入として見込むものであります。

次に 5 ページをお開きください。

歳出につきまして、ご説明いたします。

1 款 1 項 1 目 一般管理費の説明欄、3 つ目の○になります。公設地方卸売市場施設維持管理費 1,210 万 1,000 円につきましては、施設の維持管理のための光熱水費や、施設等の保守管理委託料が主なものであります。

次に、その下の段、1 款 1 項 2 目 業務管理費の説明欄、公設地方卸売市場業務運営費 34 万 2,000 円につきましては、市場関連団体や農産物品評会への補助金が主なものであります。

以上で、鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計についての説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑ございませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○小島委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 4 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 11 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）についてのうち、経済部・農業委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課長の福田です。

それでは早速、議案第 11 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）になりますが、そのうち、経済部所管の予算の主なものについてご説明いたします。

令和 2 年度補正予算に関する説明書、第 10 号になりますが、そちらの 3 ページをお開きください。よろしいでしょうか。

それではまず、歳入についてご説明をいたします。

上段になります、13 款 使用料及び手数料 1 項 6 目商工使用料の説明欄、観光使用料 1,800 万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の利用制限に伴い、前日光つつじの湯交流館、並びに、前日光あわの山荘の使用料収入を減額するものであります。

次に、5 ページをお開きください。

中段の 15 款 県支出金 2 項 1 目 総務費県補助金の説明欄、地域振興費県補助金 694 万 6,000 円の減につきましては、水源地域振興拠点施設温泉掘削工事が完了し、請負工事費が確定したため、県補助金を減額するものであります。

その下の水源地域整備事業費県補助金 1,914 万 7,000 円の減につきましては、南摩ダム関連の水特事業である、市道 8703 号線改良工事に伴う物件移転を計上しておりましたが、地権者交渉が難航し、本年度中の施工が困難なため、県補助金を減額するものであります。

同じく説明欄 4 段下になりますけれども、4 目 農林水産業費県補助金の説明欄、首都圏農業確立対策事業費県補助金 51 万 5,000 円の減につきましては、環境保全型農業に取り組んだ面積が確定し、総事業費の減額に伴う県補助金の減額分であります。

その下の農作物活性化推進事業費県補助金 1,608 万 7,000 円につきましては、国の「担い手確保・経営強化支援事業」を活用したニラのハウス整備を予定するもので、その補助金を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。説明書 11 ページをお開きください。

一番下の段になりますが、2 款 総務費 1 項 11 目 地域振興費の説明欄、水源地域振興拠点施設整備事業費の 694 万 6,000 円の減につきましては、水源地域振興拠点施設温泉掘削工事が完了し請負工事費が確定したため、これを減額するものであります。

次に、15 ページをお開きください。

上の段になります、6 款 農林水産業費 1 項 3 目 農業振興費の説明欄、堆肥化センター管理運営費の修繕料 323 万円の増につきましては、堆肥を袋詰めにする「自動計量包装装置」の修繕費用を計上いたしました。

次に、首都圏農業確立対策事業費の農産物生産等総合推進事業 68 万 7,000 円の減に

つきましては、環境保全型農業に取り組んだ面積が確定したことに伴い、補助金を減額するものであります。

次に、農作物活性化推進事業費の経営近代化共同利用施設 1,608万7,000円につきましては、国の「担い手確保・経営強化支援事業」を活用したニラのハウス整備に対する補助金であります。

また、農産物生産等総合推進事業 2,443万2,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として国が実施いたしました「高収益作物次期作支援事業」と「経営継続補助金」に対する市の上乗せ補助であります。総事業費が確定したことにより、不用額を減額するものであります。

その2段下になりますが、7款 商工費 1項 2目 商工業振興費の説明欄、商業振興推進事業費の115万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として実施いたしました、「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」の支給額が確定したため、これを減額するものであります。

同じく3目 金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費の4,000万円の減につきましては、事業者の資金繰り支援策として実施しております、制度融資にかかる利子補給事業である「感染症対策経営安定化補助金」について、融資実績を踏まえ、減額するものであります。

少し飛びますが、23ページをお開きください。

繰越明許費の補正に関する調書についてご説明いたします。

まず、上段の今回の追加分でありますけれども、まず、6款 農林水産業費のうち、1項 農業費の生産物活性化推進事業、1,608万7,000円につきましては、ニラのハウス整備に対する補助金を翌年度に繰り越すものであります。

同じく2項 林業費の林道施設整備事業 773万5,000円につきましては、市管理林道の用地測量及び県営林道改良整備工事の負担金について、実施期間の変更に伴い、繰越すものであります。

その下の段、7款 商工費 1項 商工費の工業振興推進事業費の2,000万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により実施できませんでした、「木材・木工品の海外展開基盤整備事業」について、アフターコロナを想定し、これを繰り越すものであります。

次に、追加分、一番下になりますけれども、11款 災害復旧費の1項 農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧事業の3,070万円につきましては、令和元年東日本台風により被害を受けた林道の補修費について、未了分、完了していない分を翌年度に繰り越すものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりましたが、ここで、開会から50分を経過いたしましたので、10分間の換気休憩といたします。

暫時休憩といたします。

再開は、午後 2 時 10 分といたします。

(午後 1 時 59 分)

○小島委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 2 時 10 分)

○小島委員長 執行部の説明が終わりましたので、順次発言を許します。

質疑のある方、ございませんか。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 別に誰もいないようなので、僕から 1 つだけ、4 ページですね、補正予算、観光使用料、前日光つつじの湯交流館使用料、これ減少になっているのですけれども、多分この後の議案第 31 号でやると思うのですけれども、これ減少した理由ですね、具体的に、今まで何人入って、何人減少したのかというのと。

できれば、この入っている人の年齢層がわかれば、一つ、そこら辺も教えていただければありがたいと思います。

あと理由ですね、そこら辺もお願いします。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

鈴木委員の質疑にお答えいたします。

まず、つつじの湯の利用の状況でございますけれども、今回の補正は、予算の減額が、予算額が減額が 3,009 万 4,000 円というふうになっておりますが、これが 12 月までの状況で計算いたしますと、951 万 8,322 円という形でございます。

この後の 3 月、1 月から 3 月までの見込みを 596 万 8,480 円というふうに見込みまして、そうしますと、その合計が 1,548 万 5,802 円というふうになります。

現計予算から、こちらのほうの額を差し引いた額は、1,460 万 7,198 円ということでございますので、1,400 万円の減額という形になります。

それで、利用の人数でございますけれども、12 月末まで、1 万 9,222 人の利用がございました。

これに対しまして、1 月から 3 月で、1 万 1,778 人を見込んでおります。

その内訳でございますけれども、まず、この 12 月末までの利用の状況で内訳を申し上げます。

まず大人、中学生以上が 1 万 4,264 人、小学生が 2,491 人、市内の 70 歳以上が 829 人、回数券利用が 1,224 人、そのほか、減免ですとか、無料になっている方が 414 人という形でございます。

そして、この大人とか回数券の年齢層というのは、把握をしておりませんので、年齢の区分は以上という形になります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

- 鈴木副委員長 そうしたらですね、市内のお客さんと市外、または県外、これでちょっと教えてもらえますか。
- 小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。竹澤観光交流課長。
- 竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。
鈴木委員の質疑にお答えいたします。
少々お待ちください。
こちらは過去に、聞き取り調査によって、調べた結果でございますけれども、利用者の居住地で申し上げますと、鹿沼市が 16%、県内が 54%、県外が 30%という形でございます。
こちらが直近の利用の状況という形になっております。
以上で説明を終わります。
- 小島委員長 執行部の説明は終わりました。いいですか。
- 鈴木副委員長 ありがとうございます。
- 小島委員長 ほかに質疑はございませんか。
別段質疑もないようですのでお諮りいたします。
議案第 11 号中経済部・農業委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 小島委員長 ご異議なしと認めます。
したがって、議案第 11 号中経済部・農業委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。
次に、議案第 31 号 鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例の一部改正についてを議題といたします。
執行部の説明をお願いいたします。竹澤観光交流課長。
- 竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。よろしくをお願いいたします。
議案第 31 号 鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例の一部改正についてご説明いたします。
鹿沼市前日光つつじの湯交流館につきましては、条例により施設の使用料を定めておりますが、施設のサービスの受益者に適正な負担を求め、施設運営における収支の改善を図るため、使用料を改定するものであります。
また、新たに障がい者の使用料を定めるものであります。
具体的な改定内容といたしましては、新旧対照表の 21 ページ、こちらのほうをご覧ください。いただければと思います。
中学生以上の利用者区分のうち、利用券 1 日の使用料 500 円を 600 円に、そして、回数券 11 日の使用料 5,000 円を 6,000 円に改めるものであります。
また、新たに障がい者の利用者区分を設け、利用券 1 日の使用料を 300 円、回数券 11

日の使用料を 3,000 円と定めるものであります。

以上で、鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例の一部改正についての説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。藤田委員。

○藤田委員 使用料が、利用料金のところなのですけれども、ちょっと予算のほうともちよっと絡んでくるのですが、令和 2 年度の当初予算と、令和 3 年度の当初予算と比較して、どの程度差があるのか、恐らく増えた予算措置になっているかと思うのですけれども、その辺をお聞かせください。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

使用料収入の合計額でよろしいでしょうか。はい。

当初予算額で、令和 2 年度の当初予算額が 3,852 万 9,000 円でございます。

これに対しまして、令和 3 年度の当初予算のほうは、4,068 万 7,000 円となっております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。よろしいですか。藤田委員。

○藤田委員 そうしますと、およそ 200 万程度増収ということで、なるかと思うのですけれども、逆に今度は、歳出のほうで、経費が増えてしまっているというところ、もしあれば、お聞かせください。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

藤田委員の質疑にお答えいたします。

歳出のほうは、大きく違ったところは人件費という形でございます。

会計年度任用職員の給与形態が改定となっておりますので、そちらのほうは増額という形になります。

また、修繕料のほうも、やはり施設のほうの老朽化に伴いまして、そちらのほうも増えています。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。よろしい、はい、藤田委員。

○藤田委員 まあちょっと人件費はね、ちょっとどうにもならないかもしれないのですが、修繕料については、今後課題だと思うので、ちょっと、これは何も申し上げられないのですけれども、適正な使用料で運営されていければなと思います。すみません。よろしくをお願いします。以上です。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 ちょっと藤田委員の発言につながりもってしまうのですけれども、これ、100 円上げるわけですけれども、600 円になると、何らその宇都宮の温泉の値段と変わら

ないのですよ。

例えば、宇都宮の一番近いところで、ゆらら、あと東口行くとベルさくらの湯、御幸本町で極楽湯、宝木之湯と、西川田にも1個ずつお風呂、宇都宮の湯とかありますけれども、全部500円ですよ。

土日600円、ゆららなんかはとりますけれども、それで、これで採算が合わないからといって上げて、お客さん来るのですかね。

僕は、逆にもっと減少するのではないかと思うのですよ。

もうちょっとそこら辺を考えてもらいたい。

ちなみに、泉質ってここって何ですかね、ちょっとそこを教えてください。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

泉質については、ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっとあとでお調べいたします。

まず、他市に比べてということがございますけれども、確かに、500円程度の温泉もございます。

一方、この間のこの改定の経過を申し上げますと、一度600円、もともと市外の料金を600円だったものを100円を下げた500円というふうにした経過がございます。

そのときに増えるだろうということで、下げたというふう聞いております。

また、公平性の確保ということで、その料金を統一しようということで、下げた聞いております。

一時期は、確かに、ほぼ前年度と比べますと、若干増えたことは1年だけありましたが、その次の年には、逆に減ってしまったということで、この料金の値下げの戦略という形では、なかなか誘客の促進というのは難しいというふう感じております。

また、他市との比較でございますけれども、確かにその県内には、いろんな温泉がございます、高いところだと2,000円、安いところだと300円というものがございます。

この辺のところは、やはりいろんな事情がございます、例えば、その500円でやっているかたくりの湯とか、やしおの湯などは、そのお湯の源泉の温度が、それぞれ42度とか、39度という形で、燃料費がかなりかからないということになっております。

そういった形で、うちのほうの温度は、かなり、源泉で36度ということで、また、2キロ上流にありますので、その2キロ流下してくる間に、冬場ですと20度ほどになってしまうのですね。

そういった形で、かなり燃料費も必要とする施設ということで、なかなかその使用料の算定という形で、その原価計算という形をとりますと、かなり高く積算をされているということがございます。

以上で説明を終わります。

失礼いたしました。泉質がわかりましたので、泉質は、アルカリ単純硫黄泉でございます。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 泉質で、アルカリ単純ということで、多分、ほとんど栃木県の温泉って、多分7、8割がアルカリ単純なのですよ。

そうすると、もう1つプラスアルファないと、何か客寄せって、僕、お客さん、来ないと思うのですよね。

それで、ちなみに、ちょっとこれも教えてもらいたいのですけども、今、僕さっき言った温泉というのは民間経営なのですよ。

市町のほうでやっている温泉で、例えば、芳賀ロマンの湯とか、市貝にも温泉あります、喜連川にも温泉、町営のありますけれども、そこと比較して、これわかればいいのですけれども、それを、それぞれ見てどう思うのかということ。あと、これ、上河内、梵天の湯だったと思うのですね。梵天の湯も若干値段が高いのですけれども、鹿沼と今のお値段変わらないのですけれども、やっぱりお客さん入っているのですよ。

だから、やっぱり泉質がいいからなのですね。まして、個室もあるのですよ。貸切風呂がね。そういったのがここにあるのかとか、すみません、行ったことないので。

それと、これね、僕は鹿沼を知ってもらうために、やっぱり一つの営業戦略だと思っていますから、多少、その値段はしようがないとしても、そこは逆に、さっき、これ予算のほうを見たら、かぬま・あわのの、昔の貯金があるわけですかね、10何億の、そういうのを取り崩してまでやるつもりはないのかという、そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

鈴木委員の質疑にお答えいたします。

近隣の温泉の状況ですけども、まずは芳賀のロマンの湯はですね、大人でちょっと把握を、わかりやすいように大人で申し上げますけれども、600円という形でございます。

先ほど梵天の湯の話が出ましたけれども、梵天の湯のほうは510円という形になるかと思えます。

また、あとは高根沢の元気あつぷむら、こちらは600円という形でございます。

あとは、個室、つつじの湯には、個室等はございません。確かにほかの温泉のところでは、設備面でつつじの湯よりも優れているところがあるというところも把握しております。

こちらのほう改修をして、つつじの湯のほうに誘客を図るべきではないかという趣旨かとは思いますが、やはりそれに対しましても、一定のその受益者の負担というものを考えていかななくてはならないのではないかなというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木委員。

○鈴木副委員長 あわのの答えてないので。

○小島委員長 あわのとの基金の。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

基金を取り崩してというご質問だったかと思いますが、基金を取り崩してという形になりますと、ちょっと私だけでは、ちょっとお答えができないのですけれども、この辺は、財政当局のほうと調整させていただければと思います。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。はい、鈴木委員。

○鈴木副委員長 ありがとうございます。

今見たところでは18億円ぐらいあるので、少し取り崩しても問題ないかかと思しますので、その辺ちょっと上のほうとよく上告して、協議してみてください。以上です。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第31号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、経済部・農業委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課長の福田です。

それでは、議案第38号 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)のうち、経済部所管の予算の主なものについてご説明をいたします。

令和3年度補正予算に関する説明書、第1号になりますが、まず7ページをお開きください。

○小島委員長 いいかな、令和3年度補正予算。

○福田産業振興課長 よろしいでしょうか。

○小島委員長 はい、お願いします。説明をお願いします。

○福田産業振興課長 それでは、説明させていただきます。

歳出についてご説明をいたします。

中段になりますが、農林水産業費 1項 3目 農業振興費の説明欄、花木センター管理運営費 127万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染対策としてサーマルカメラの購入費用を計上いたしました。

次の段、7款 商工費 1項 2目 商工業振興費の説明欄、企業誘致推進費の200

万円につきましては、市内でのシェアオフィス等の整備促進のために増額するものであります。

次の商業振興推進事業費 1億7,911万2,000円の増のうち、負担金として計上してあります。3,891万2,000円につきましては、国が支給いたします飲食店に対する「緊急事態宣言等感染拡大防止営業時間短縮協力金」の本市負担分を計上いたしました。

その下の行、補助金のうち、商業活性化推進事業 4,720万円につきましては、鹿沼商工会議所が実施いたします「春のプレミアム付き商品券発行事業」に対しますプレミアム率20%分及び、加盟店への換金手数料補助分を増額いたしました。

次の「新型コロナウイルス対策経営強化補助金」4,000万円につきましては、本年度に実施いたしました事業について、多くの問い合わせをいただきましたので、令和3年度についても実施いたしますよう、当該事業の補助金を計上いたしました。

さらに、「緊急事態宣言影響事業者支援金」5,000万円につきましては、緊急事態宣言に伴う飲食店の営業短縮や、不要不急の外出移動の自粛により売り上げが減少した事業者に対して、本市独自の支援金として支給するために、その費用を計上いたしました。

次の段、4目 観光宣伝費の説明欄になりますが、観光イベント事業費の100万円につきましては、鹿沼さつき祭りの感染拡大防止対策に必要な経費の助成額を計上いたしました。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大貫委員。

○大貫委員 では、お尋ねを、まず、いたします。

この時短協力金ですけれども、これはちなみに、何件、何店舗、件数を教えていただければと思います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課長の福田です。

県の新型コロナウイルス感染症拡大営業防止時間短縮協力金の負担金の積算見込みでありますけれども、第2弾分、第3弾分、それぞれございまして、第2弾分については、24日間ということで、件数が512件であります。

それで、第3弾分、これは日数が短いのですけれども、14日分として、同じく512件ということで、合わせて3,891万2,000円というふうに計上いたしました。

説明は以上になります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。大貫委員。

○大貫委員 続けていいですか。

○小島委員長 はい、いいです。

○大貫委員 緊急事態宣言影響事業者支援金、これ多分、いろんな飲食店とかの関連する

事業者に対するものなのかなと思うのですけれども、ちなみに、対象となる業種というのはどんなものなのかと、どのぐらいの件数を見込んでいるのか、お聞かせいただければと思います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課長の福田です。

まず対象の業種ということでありすけれども、これはまずは前提としまして、国が今年度、支給開始を、受付を開始しておりますけれども、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金というものをお支払いするわけなのですが、まずはその対象になった事業所に法人10万円、個人5万円を上乗せするというのが大きく一つであります。

もう1つは、これは減収率が50%を超える事業者ということになります。

それで、もう1つは、減収率が50%いかないけれども、30%を超えるというような事業者に向けて、一律10万円を支給するというようなものでありまして、対象業種としましては、まずはその県の対象とならなかった飲食店なんかも含まれます。

それから、関連事業者といたしましては、わかりやすいところでは、タクシー業者であつたりとかですね、代行車事業者でありますとか、幅広くいきますと、床屋さんとか、クリーニング屋さん、それから美容室なんかも対象になってきます。

あるいは、宿泊事業者とか、そういうところまで、結構幅広く網羅されているという。

基本的には、国の基準を準用して、市の独自の対象事業者というふうに考えております。

件数でありますけれども、今のところ、まず県の上乗せ分につきましては、法人を100件、個人事業者200件、それから、市独自の部分で、30%から50%につきましては300件を予定をしております。

合わせて5,000万円であります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。大貫委員。続けてどうぞ。

○大貫委員 もう1つ、このシェアオフィス整備事業補助金なのですけれども、これ200万円ということで、前回も募集して、何か1件は成約が、成約というか、使われたというような話を聞きましたけれども、今後とも頑張って、こういうものやってほしいと思うのですけれども、その見込みとか、あるいはそのPRとか、やらないとなかなか呼び込む、どこの市町村もやっているから、呼び込めないと思うのですけれども、その辺の営業努力といいますか、PRというのはどんなふうにされるのか、その2点ほどお聞かせしていただければと思います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。鈴木産業誘致推進室長。

○鈴木産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の鈴木です。

今の大貫委員の質疑にお答えします。

鹿沼市におきましては、現在、シェアオフィス関係の補助金の申請が3件、既に行われておりまして、問い合わせも10件ほどございます。

来年度も恐らく3件程度の申請があるものと想定して、補助金、今回、当初予算の100万円と今回の補正200万円を合わせまして3件分ということで、計上させていただきました。

今後も、来年度から、恐らくそのシェアオフィス、コワーキングオフィスやサテライトオフィスの稼働が始まりますので、その状況等をホームページに載せさせていただいて、そういったものに関心を持ってもらって、なお誘致ができればというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第38号中経済部・農業委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 はい、副委員長。

○鈴木副委員長 すみません、議案第31号ですね、もう一度ちょっと採決のほう、お願いしたいと思います。

○小島委員長 38号。

○鈴木副委員長 31号、僕は31号のほうで。

○小島委員長 異議あり。

(「異議あり」と言う者あり)

(「おかしいでしょうよ。もう終わっちゃった」と言う者あり)

○鈴木副委員長 もう一度採決をお願いしたいと思います。

○小島委員長 31号。

(「1回もう採決して済んじゃったじゃない、環境は」と言う者あり)

(「委員長がやってくればいい」と言う者あり)

○小島委員長 今38号で、もう31号は採決してしまったので、戻るということは、どうなんでしょうか。私もそういうのは。

(「この仕事あり得ないよ」と言う者あり)

(「あり得ないんだ」と言う者あり)

○小島委員長 戻るということは、そのとき、戻るのは、今までにないので、ちょっとそれは認めません。

○鈴木副委員長 わかりました。

○小島委員長 はい。

もう一度、お諮りします。

議案第 38 号中経済部・農業委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号中経済部・農業委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、経済部・農業委員会事務局関係案件の審査は終了いたしました。

暫時休憩といたします。

休憩後に環境部関係の審査を行います。

再開は、午後 2 時 50 分といたします。

執行部の入れ替えをいたします。

(午後 2 時 42 分)

○小島委員長 休憩前に続いて、再開いたします。

(午後 2 時 50 分)

○小島委員長 これから環境部関係の審査を行います。

はじめに、議案第 2 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、環境部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。高村環境課長。

○高村環境課長 環境課長の高村です。よろしくをお願いいたします。

議案第 2 号 「令和 3 年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、環境部所管の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和 3 年度予算に関する説明書、一般会計の 13 ページをお開きください。

14 款・使用料及び手数料 2 項 2 目・衛生手数料の説明欄、2 段目の 2 行目「ごみ処理手数料」1 億 4,023 万 5,000 円につきましては、事業系ごみ等の処理手数料であります。

次の行「一般家庭ごみ処理手数料」9,636 万 2,000 円につきましては、指定ごみ袋による家庭の燃やすごみの処理手数料であります。

次に、下から 2 行目「し尿処理手数料」3,157 万 3,000 円につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料であります。

次に、15 ページをお開きください。

15 款・国庫支出金 2 項 3 目・衛生費国庫補助金ですが、続いて 18 ページをお開きください。

上から 4 行目「浄化槽設置費国庫補助金」2,754 万 9,000 円につきましては、合併処理浄化槽新設 96 基分と単独処理浄化槽撤去 40 基分及び、宅内配管工事費 55 件分の国庫補助金で、補助率はともに 2 分の 1 であります。

次に、2段目2行目、2段目の2行目「ごみ処理施設整備事業費国庫補助金」1,714万1,000円につきましては、粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事に伴う発注仕様書作成業務委託及び屋外ストックヤード設計業務委託、屋外ストックヤード建設工事に対する国庫補助金で、補助率は3分の1であります。

次の行、「一般廃棄物最終処分場整備事業国庫補助金」451万7,000円につきましては、鹿沼フェニックス2期工事事業に伴う実施設計業務委託の国庫補助金で、こちらも補助率は3分の1であります。

次に、25ページをお開きください。

17款・財産収入 2項3目 物品売払収入の説明欄、2段目、「資源物売払収入」2,836万4,000円につきましては、アルミ缶などの資源ごみの売払収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

113ページをお開きください。

4款・衛生費1項3目 環境衛生費ですが、続いて116ページをお開きください。

説明欄、3番目の「環境都市推進事業費」771万1,000円につきましては、家庭用太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備等を設置する方への報償金、または気候非常事態宣言に伴う環境政策推進に要する経費が主なものであります。

次の、「環境保全対策費」828万9,000円につきましては、地下水や公共水域の水質調査、及び大気や騒音など環境測定の委託料、不法投棄や土砂採取及び土砂の埋め戻し等に対する環境パトロールに要する経費が主なものであります。

118ページをお開きください。

上から2段目「浄化槽設置費補助金」5,512万円につきましては、下水道区域外における「合併処理浄化槽の設置及び、宅内配管工事に対する補助金が主なものであります。

次の、「環境基本計画策定事業費」13万円につきましては、次期環境基本計画策定に要する経費であります。

次に、125ページをお開きください。

4款・衛生費2項1目 環境クリーンセンター費ですが、説明欄3番目の「環境クリーンセンター管理費」786万3,000円、次の「清掃施設管理費」5,942万円につきましては、施設等の光熱水費が主なものであります。

次の「リサイクル推進事業費」642万円につきましては、資源ごみ回収団体に対する報償金が主なものであります。

次に、127ページをお開きください。

2目 ごみ処理費の説明欄「ごみ収集費」4億713万7,000円につきましては、資源物及び廃棄物収集業務委託料及び、指定ごみ袋作成業務委託料が主なものであります。

次の、「ごみ処理費」9,359万6,000円につきましては、資源物分別作業等に従事する会計年度任用職員の報酬及び、シルバー人材センターの派遣手数料が主なものであります。

次の、「ごみ処理施設維持費」3億1,287万8,000円につきましては、130ページまで続きますが、ごみ処理施設の機器類の点検整備委託料及び、ごみ焼却処理施設の24時間運転に伴う運転等業務の委託料及びごみ焼却処理施設1号ガス冷却室天井部耐火物更新工事費が主なものであります。

次に、130ページをお開きください。

説明欄の一番下、「ごみ処理施設整備事業費」5,142万5,000円につきましては、粗大ごみ処理施設基幹的設備改良事業に伴う発注仕様書作成業務及び屋外ストックヤード設計業務委託費であります。

次に、132ページをご覧ください。

説明欄上から2番目「一般廃棄物最終処分場整備事業費」1,355万2,000円につきましては、一般廃棄物最終処分場2期工事实施設設計業務委託料であります。

次に、3目 し尿処理費 説明欄「し尿収集費」1,693万4,000円につきましては、収集車両の燃料費、借上費及び、浄化槽汚泥などの清掃業務委託料が主なものであります。

次の「し尿処理費」2,725万2,000円につきましては、し尿処理のための薬品などの消耗品が主なものであります。

次の「し尿処理施設維持費」4,531万1,000円につきましては、し尿処理施設のし尿及び浄化槽汚泥受入槽などの清掃及び、機器類の点検整備の委託料が主なものであります。

次に、4目 地域下水処理施設費、説明欄「流通センター地域下水処理施設維持管理費」1,243万円につきましては、流通センター地域下水処理施設の維持管理経費が主なものであります。

次に、175ページをお開きください。

8款・土木費4項4目 雨水対策費の説明欄「雨水処理対策事業費」176万6,000円につきましては、下水道処理区域外の雨水マンホールなどの修繕及び、調整池の除草などの委託料が主なものであります。

次に、5目 下水道費の説明欄「下水道事業会計繰出金」10億9,657万4,000円につきましては、下水道事業に助成するため、繰出金として計上したものであります。

以上で、「令和3年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、環境部所管の主なものについての説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。藤田委員。

○藤田委員 一般廃棄物最終処分場の整備事業について、ちょっと確認したいのですけれども、132ページなのですけれども、令和3年度は委託料ということで、第2期工事に向けた設計ですか、とかのということだったと、その辺のスケジュール、全体的なスケジュール、もう一度、確認のため、お伺いしたいので、よろしくお願いします。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。よろしくをお願いいたします。

藤田委員の質疑にお答えいたします。

令和3年度にフェニックスの第2期工事の設計をする予定であります。

工事につきましては、ちょっと1年おいた令和5年に工事をする予定であります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。藤田委員。

○藤田委員 令和5年に工事ということで、普通は令和5年中に完成してしまう予定でしょうか。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。

○藤田委員 運用はいつからできるのか、お聞かせいただけるとありがたいです。

○小島委員長 麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。

5年度中に工事を完了しまして、できれば早いうちに、運用開始したいというふうに思っております。

以上で答弁を終わります。

○小島委員長 説明終わりました。よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。大貫委員。

○大貫委員 藤田委員の質疑に関連してですけれども、その2期工事が完成したあかつきには、これ、どのぐらいもつものなんでしょうか。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。

大貫委員の質疑にお答えをいたします。

現在の、現在使っている1期工事分ですね、あと、概算でありますけれども、2年半ぐらいでいっぱいになってしまう予定であります。

その後、こちらに計上させていただきました2期工事分につきましては、おおよその、本当の概算なのですけれども、容積が3万4,000立方メートルと予想をしております。

現在、年間、約3,000立方メートルの埋め立てをしておりますので、単純に計算して、約10年間でいっぱいになる予定であります。

そのように予測をしております。

以上で答弁を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。はい、大貫委員。

○大貫委員 すみません、118ページの浄化槽の設置費補助金なのですけれども、宅内の配管の補助も、補助をするように新しく制度がなったせいだったのか、結構件数が、多分、人気といいますか、申請件数が増えて、意外と年度途中でこの補正を組まない間に合わなかったとかということもあるので、やっぱり申請された、工事される方にちょっと不便があったみたいな話もあったので、新年度では、前年度のその実績を踏まえて、予

算化されているのか、そこを伺います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いします。松本下水道課長。

○松本下水道課長 下水道課長の松本です。よろしくお願いいたします。

平成2年度から、宅内工事に対する補助金が開始されまして、すみません、令和2年度ですね、令和2年度から開始されまして、今年度の予算についてであります。一応、去年、去年というか、去年から始まったものですから、まだ実績的には1年間しかないわけですけれども、去年の実績とほぼ同額を見込んでおります。

というのは、これ、財源がやはり国庫補助と県補助が必要になってきますので、そちらのほうの兼ね合いとかありますので、国庫補助、県補助のほうにも要望としては、要望しているのですけれども、そちらのほうとの兼ね合いで、進めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。大貫委員。

○大貫委員 わかりました。工事される方が、市民が、補助金が下りないと、その工事をストップして待つてなくてはならないようなことがないような対応をぜひね、とっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。藤田委員。

○藤田委員 この後の議案第35号で、鹿沼市気候非常事態宣言についての議案があるので、すけれども、この非常事態宣言に伴う予算措置というのは、この予算書の中に折り込まれているのかについてお聞きしたいと思います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。高村環境課長。

○高村環境課長 藤田委員のご質疑にお答えしたいと思います。

改めて、気候非常事態宣言ということで、予算のほうは確保したわけではありません。

それで、ただし、宣言でも部長のほうから、議員全員協議会とか含めてご説明させていただいたと思うのですが、環境部に係る仕事はこれから全て、そちらの方向を向いてやっていくということで、基本的には、そういったものは全てそれに絡むと考えていただければよろしいかと思っております。

それと、これから、いろいろ新しい政策をやってくるのに対して、予算等がかかるということであれば、補正予算とか、そういったことも検討していきたいと、そのように考えております。

以上で答弁を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

○藤田委員 わかりました。ありがとうございました。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中環境部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中環境部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第10号 令和3年度鹿沼市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。松本下水道課長。

○松本下水道課長 下水道課長の松本です。

議案第10号 「令和3年度鹿沼市下水道事業会計予算について」ご説明いたします。

別冊になっております、鹿沼市下水道事業会計、「令和3年度予算に関する説明書」の1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入についてご説明いたします。

1款 下水道事業収益 1項1目「使用料」9億8,998万1,000円につきましては、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設のそれぞれの利用者から徴収する使用料であります。

次に、2目「他会計負担金」2億4,101万6,000円につきましては、雨水処理に要する経費を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、2項2目「他会計補助金」6億9,366万1,000円につきましては、企業債の償還利子や、減価償却費の一部に充てるため、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、4目「長期前受金戻入」6億3,153万円につきましては、下水道施設等の取得に要した国庫補助金等相当額につきまして、繰延利益として整理し、そのうち当該年度分の固定資産減価償却見合い分について、順次、長期前受金戻入として収益化するもので、現金を伴わない収益になります。

次に、支出についてご説明いたします。2ページをご覧ください。

1款 下水道事業費用 1項1目「管渠管理費」6,241万4,000円につきましては、マンホール等の修繕工事費や、雨水調整池等を管理するための委託料が主なものであります。

次に、2目「処理場管理費」4億6,146万4,000円につきましては、8カ所あります処理施設の維持管理経費や、汚泥処分費が主なものであります。

次に、3目「ポンプ場管理費」2,890万7,000円につきましては、縦山中継ポンプ場及びマンホールポンプの維持管理経費が主なものであります。

次に、4目「水質規制費」4,095万5,000円につきましては、汚水を調査・分析する委託料や薬品費が主なものであります。

次に、5目「総係費」3,256万6,000円につきましては、人件費が主なものであります。

次に、6目「業務費」6,498万7,000円につきましては、電算システムの借上げ料や、

賦課徴収事務を水道部へ委託していることから、水道部へ支払う負担金が主なものであります。

次に、7目「減価償却費」12億2,213万5,000円につきましては、建物や構築物等の減価償却費であります。

次に、2項1目「支払利息及び企業債取扱諸費」2億701万3,000円につきましては、現在借入れをしています、企業債の償還利子が主なものであります。

次に、2目「消費税」5,438万円につきましては、消費税及び地方消費税の納付予定額であります。

次に、3ページをお開きください。資本的収入及び支出のうち、収入についてご説明いたします。

1款 資本的収入 1項1目「企業債」3億2,590万円につきましては、污水管や雨水管建設工事費等の財源に充てるための地方債であります。

次に、2項1目「出資金」1億6,189万7,000円につきましては、企業債の償還元金の一部に充てるため、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、3項1目「工事負担金」2,800万円につきましては、下水道を整備することにより、受益をうける者から徴収する受益者負担金であります。

次に、4項1目「国庫補助金」2億6,000万円につきましては、污水管や雨水管建設工事費等の財源に充てるための国庫補助金であります。

次に、支出についてご説明いたします。4ページをご覧ください。

1款 資本的支出 1項1目「管渠整備費」5億2,770万7,000円につきましては、污水管建設工事として、押原、北犬飼、府中、御成橋の各分区の污水幹線及び枝線工事、また雨水管建設工事として富士山雨水幹線工事の工事請負費が主なものであります。

次に、2目「処理場整備費」1億2,100万円につきましては、黒川終末処理場再構築実施設計委託料であります。

次に、3目「固定資産購入費」400万円につきましては、富士山雨水幹線工事の用地購入費であります。

次に、2項1目「企業債償還金」10億1,577万8,000円につきましては、現在借入れをしている企業債の償還元金であります。

続きまして、5ページは、「予定キャッシュ・フロー計算書」になります。

6ページから12ページまでが、「職員の給与費明細書」、13ページは「令和2年度の予定損益計算書」、14ページ以降は、「予定貸借対照表」となっております。

以上で、「令和3年度鹿沼市下水道事業会計予算について」の説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。藤田委員。

○藤田委員 2ページの支出のところなのですが、1項の6目の業務費のところ、水道部への業務負担のものだという、その支払い分なのではないかということなのですが

も、今度上下水道部ということになるに当たりまして、この辺というのは、このままなのでしょうか。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。松本下水道課長。

○松本下水道課長 下水道課長の松本です。

藤田委員の質問にお答えしたいと思います。

部としては、上下水道部、一緒になるのですけれども、会計としましては、水道事業会計と下水道事業会計、別な会計になりますので、このような形になっております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。藤田委員。

○藤田委員 会計上というのはわかるのですけれども、例えば、業務の担当の、例えば、あれですか、同じ人がかけもちでやっている、かけもちというか、両方にまたがるような業務をやっているからとかそういうことなのでしょうか。

もし、業務分担で分けられるものなのかなと、ちょっと私のほうでは思い込んでしまったので、その辺のやりくりというの、その考え方、ちょっとお聞きしたいと思います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いします。松本下水道課長。

○松本下水道課長 下水道課長の松本です。

藤田委員の質問にお答えします。

下水道の使用料は、御存じかと思うのですけれども、上水道を使っている水量によって、下水道使用料が決まってきました、合計して、現在のところ、水道部のほうで徴収のほうをお願いしているところでありまして、それを引き続き、上水道のほうにお願い、上水道のほうで、システムとかが全て、上水道と下水道を使用しているものは、全て上水道のほうでそういうふうになっておりますので、その関係で、ちょっと委託、負担費としていただいているところなのですけれども。

○小島委員長 よろしいですか。

○藤田委員 では、徴収業務とかが一緒にやっているのです、その部分はちょっと分けられないから、1回水道のほうの会計のほうで、1回負担して、それに対して、下水道の会計から出してますよということによろしいですよ。

○小島委員長 執行部の説明をお願いします。松本下水道課長。

○松本下水道課長 藤田委員の質問にお答えします。

すみません、そのとおりです。すみません。

○小島委員長 よろしいですか。はい。

ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第10号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 17 号 令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。説明を、松本下水道課長。

○松本下水道課長 下水道課長の松本です。よろしくお願いいたします。

議案第 17 号 令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。

別冊になっております、「令和 2 年度補正予算に関する説明書、鹿沼市下水道事業会計（第 2 号）」の 1 ページをお開きください。

まず、上段の収入についてであります。1 款 資本的収入 1 項 1 目 企業債の 1,000 万円の増、及び 4 項 1 目 国庫補助金の 1,000 万円の増につきましては、管渠整備費の財源を増額するものであります。

また、3 項 1 目 工事負担金の 1,624 万 2,000 円の増につきましては、令和 2 年 11 月 18 日の議員全員協議会で説明しました、国庫補助金返還に伴い、委託業者からの返還金として増額をするものであります。

続きまして、下段の支出についてであります。1 款 資本的支出 1 項 1 目 管渠整備費の 2,000 万円の増につきましては、ストックマネジメント計画に基づく管渠点検調査委託に要する費用を増額するものであります。

また、3 項 1 目 国庫補助返還金の 1,624 万 2,000 円の増につきましては、収入で説明しました国庫補助金返還金を増額するものであります。

以上で、議案第 17 号 令和 2 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算(第 2 号)の説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 17 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 28 号 鹿沼市環境基本条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。高村環境課長。

○高村環境課長 環境課長の高村です。

議案第 28 号 鹿沼市環境基本条例の一部改正について、ご説明をいたします。

新旧対照表の 16 ページをご覧ください。

第 3 条第 3 項及び第 4 項につきましては、公用文における漢字使用等についての内閣

訓令の規定に則り、漢字表記を改めるものであります。

次に、17 ページをご覧ください。

第 26 条第 4 項につきましては、市長の諮問機関である審議会の設置の趣旨に鑑み、委員から副市長を削除するものです。

また、これに伴い、委員から市の職員が除外されるため、市の職員を委員とする場合の用語である「任命する」の字句を削除するものです。

以上で議案第 28 号「鹿沼市環境基本条例の一部改正について」の説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 28 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 35 号 鹿沼市気候非常事態宣言についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。高村環境課長。

○高村環境課長 環境課長の高村です。

議案第 35 号 鹿沼市気候非常事態宣言について、ご説明をいたします。

なお、議員全員協議会等において、環境部長の説明した内容と重複する点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

鹿沼市気候非常事態宣言は、近年、風水害による自然災害が各地で頻繁に起きており、本市においても関東・東北豪雨、令和元年東日本台風により甚大な被害が生じております。

これらは地球温暖化が主な原因と考えられ、急激な気候変動に対する認識とその取り組みが急務となっております。

このことから、本市におきましても気候非常事態を宣言し、気候変動が異常な状態であることを認めて、気候変動を緩和するための積極的な政策を打ち出すとともに、強いメッセージを発信することで、市民や事業者などの関心を高め、気候変動への対応や行動を加速させていきたいと考えております。

そのために今回、このように気候非常事態宣言について、提出させていただいております。

以上で、議案第 35 号「鹿沼市気候非常事態宣言について」の説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大貫委員。

○大貫委員 非常にいいことだと思うのですけれども、これ、やっぱり宣言するからには、

それなりにインパクトのある、そのメッセージを発信しないと、なかなか伝わらないと思うのですけれども、何かその具体的な取り組みというか、そういうのはあるのでしょうかね。新型コロナウイルスも非常事態宣言、最初のときは物すごくインパクトがあったけれども、だんだん何か薄れてしまってきてしまったのがあったりするのです、やっぱりやるからには、何か、アピール効果のあるものを、ぜひやってほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小島委員長 執行部の説明をお願いいたします。高村環境課長。

○高村環境課長 宣言採択後には、4月1日に宣言をするということで、横断幕とか、のぼり旗とか、あと、窓口のカウンターにはミニのぼり旗、それで4月1日からは、市長のほうから動画メッセージを配信して、なかなかイベントとか開いてやるということが、今の時期だと非常に難しいですので、ホームページで動画のアップ、あとケーブルテレビ、あと市内の待合室等のテレビ等とか、そういったところへ流せればということで、今準備のほうを進めさせていただいております。

そのほかに、ポスターとかを作成して、事業所とか、市の関係の施設だけではなくて、事業所さんのほうにもお願いして、そういうポスターを張ったり、それで、そういった宣伝とか、宣伝といいますかね、啓蒙普及活動を進めていくほかに、では、今度具体的に何をやっていくんだよということであれば、「いちご市プラごみ運動」の中では、リデュースとして、ごみの削減を図っていくために、プラの代替え製品の開発とか、リサイクルとしては、鹿沼から出たごみを、そのまま鹿沼で使えるようなものに商品化できないとか、あと、リユースとしては、今あるものをできるだけ長い期間使っていただいて、おさがりというのではないのですけれども、そういう形で何かその新たに買うというのではなくて、代々使い続けていくような、そういった仕組みができないかですね、そういったものを考えてやっていきたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。よろしいですか。はい。

ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第35号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、環境経済常任委員会を閉会いたします。

(午後 3時34分)